業 務 委 託 仕 様 書

1　件　　名　　ＪＲ大野城駅東西線エレベーター保守点検業務

2　目　　的　　ＪＲ大野城駅東西線エレベーターの正常な機能を保持するため、定期検査及び保守点検を実施し、エレベーターの円滑な業務運営と利用者の安全とサービスに寄与することを目的とする。

3　履 行 場 所　　白木原１丁目、上大利１丁目地内

4　履 行 期 間　　契約日の翌日から令和10年3月31日まで

本業務は、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約である。発注者は、契約締結の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

5　業 務 期 間　　令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

6　支払条件

①受注者は、各年度の業務完了後発注者の行う検査に合格したときは、代金の支払を請求することができる。

②支払金額は契約金額の1/3相当額とし、発注者は、適正な請求を受けた日から30日以内に代金を支払うものとする。なお、支払金額に１円未満の端数が出る場合は、最後の支払で調整を行う。

7　その他

本仕様書に定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者で協議を行い決定するものとする。

ＪＲ大野城駅東西線エレベーター保守点検業務
特　記　仕　様　書

1　この業務が対象とするエレベーターの所在・仕様は、以下のとおりとする。

設 置 場 所：ＪＲ大野城駅東西線自由通路
（白木原1丁目、上大利1丁目地内）

機種・台数：交流乗用インバータ制御式エレベーター　　Ｎ＝2基

基 本 性 能：停止階床数2　　速度45m／分
積載量1,000kg未満　　視覚障害者対応仕様
遠隔点検・診断機能　　閉じこめ救出対応

付 加 装 置：地震時管制運転装置(普通級)　　停電時自動着床装置
オートアナウンス装置　　遠隔監視装置

2　この業務の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書」最新版(以下、「共通仕様書」という。)を適用する。

3　この業務は、共通仕様書に規定する「フルメンテナンス(ＦＭ)契約」とする。

4　受注者は、この業務を第三者に委託し、請け負わせてはならない。

5　受注者は、本エレベーターが具備する遠隔監視装置による遠隔監視及び遠隔点検装置による遠隔点検を、24時間・365日連続実施する。

6　受注者は、閉じこめが発生した場合は、音声と映像によりエレベーター内の状況を確認し、本エレベーターが具備する遠隔操作又は遠隔操作に代わる機能等により、10分以内を目標に利用者を救出するものとする。同時に、専門技術者を現地に派遣し、原因の調査及び復旧作業を実施する。

7　受注者は、この業務を指揮監督する責任者及び保守点検作業に従事する専門技術者を選任し、その旨を発注者に通知しなければならない。なお、その通知後に内容の変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知しなければならない。

8　受注者は、本業務に要する諸工具・部品・消耗品・計測機器等の機材を負担する。

9　受注者は、保守点検に必要な電気等の光熱水料を負担する。

10　保守点検により、共通仕様書7.2.2（Ｃ）に規定する修理又は取替えが必要となった場合、受注者はその旨を速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受けるものとする。なお、この場合において受注者が発注者の指示に基づかない修理又は取替えを行った場合、受注者はその費用を発注者に請求することは出来ない。

11　専門技術者による現地での保守点検作業の実施において、その専門技術者は、作業に応じた服装及び所属が明確に識別できる名札・腕章等を着用しなければならない。

12　保守点検作業の実施日時については、その都度、発注者と受注者との協議を行うものとする。

13　共通仕様書における点検周期の適用においては、「高稼働」を適用する。

14　受注者は、保守点検作業を終了後に点検報告書を作成し、月毎に発注者に提出するものとする。但し、点検作業により異常を確認した場合は、その都度速やかに発注者に報告すること。

15　受注者は、点検により確認した異常を発注者に報告する場合は、状況を示す写真や図面を報告書に添付するものとする。

16　この業務には、建築基準法第12条第3項の規定に基づく定期検査受検に要する作業・申請等諸事項一式が含まれる。

位置図

JR大野城駅東西線エレベーター保守点検業務

0　　90m

1/1500